

# 介護保険償還払い制度について



## 高額介護サービス費支給制度

申請書

印鑑(スタンプ印を除く)  
銀行口座の通帳

福祉用具

住宅改修

【高額介護サービス費の利用者負担上限額】 (平成17年10月サービス利用分から)		
No.	利用者負担段階区分	上 限 額
①	■生活保護受給者など	個人: 15,000円 世帯: 15,000円
②	■住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 ■住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	個人: 15,000円 世帯: 24,600円
③	■住民税非課税世帯で上記②に該当しない方	個人: 24,600円 世帯: 24,600円
④	■住民税課税世帯	個人: 37,200円 世帯: 37,200円

- 同じ月に利用した介護サービス費の1割の自己負担額(同じ世帯に複数の利用者がいる場合は世帯の合計額が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。)

- 申請に必要なもの
  - ▼ 高額介護サービス費支給

- 申請に必要なもの
  - ▼ 販売・特定介護予防福祉用具

- 申請に必要なもの
  - ▼ 問合先
  - ▼ 本庁国保介護課介護給付
  - ▼ 印鑑(スタンプ印を除く)
  - ▼ 銀行口座の通帳
  - ▼ 印鑑(スタンプ印を除く)
  - ▼ 銀行口座の通帳
  - ▼ 印鑑(スタンプ印を除く)
  - ▼ 銀行口座の通帳
  - ▼ 各支所市民福祉課

同じ月に利用した介護サービス費の1割の自己負担額(同じ世帯に複数の利用者がいる場合は世帯の合計額が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。)

- 次の費用は対象となりません。
  - 1ヶ月の支給限度額を超えてサービスを利用したときに支払う自己負担額
  - 居住費(滞在費)や食費、日常生活費
  - 住宅改修費や福祉用具購入費

- 入浴または排せつの用に供する福祉用具などの購入費の一部を支給します。
- なお、要介護区分にかかわらず、支給限度基準額は年間で10万円です。
- \*県の指定した特定福祉用具販売事業所で購入されたものに限ります。詳しくは、お問い合わせください。

- 手すりの取り付け、段差の解消、和式便器から洋式便器への取り替えなど、要介護者・要支援者の自立支援のための小規模な住宅改修に係る費用の一部を支給します。
- 要介護区分にかかわらず、一つの住居に付き、支給限度基準額は20万円です。
- 居宅介護支援事業者などを通じて、事前に申請が必要です。
- 申請に必要なもの

